平成２２年（フ）第８００号
岡山市北区奉還町４丁目３番17号　セゾンドゥー須山105号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９０５号
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―419号
債務者　平田　**邦**彦
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１２号
大阪府交野市私部５丁目１番17号
債務者　北田メリーチェリーこと　キタダ　メリー　チェリー　ハオ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８０８８号
東京都江戸川区西葛西３丁目３―26―410
債務者　清水千代子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１１号
東京都葛飾区東四つ木２丁目16―５―207
債務者　高嶋由美子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４０号
東京都江東区亀戸７丁目55―５―103
債務者　宮城　信徳
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３４２４号
横浜市港北区篠原町71番地
債務者　金村健太郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
島根県出雲市知井宮町963番地１　雇用促進住宅西出雲宿舎１―501
債務者　曾田　明宏
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３０３６号
横浜市港北区日吉本町２丁目49番16―302号
債務者　下田　智恵
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０８号
横浜市青葉区美しが丘１丁目23番地７　プラーザビル倉本202
債務者　飯田　仁嗣
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３５号
横浜市青葉区若草台21番地３　アスパイア若草台107
債務者　柴田　　悟
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３０１号
横浜市鶴見区矢向６丁目９番１号　ソルジェンテ201
債務者　小野寺　環
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山アパート30―305
債務者　菅原　正孝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４００号
横浜市鶴見区梶山１丁目25番41号
債務者　福田　勝弘
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２７号
横浜市南区山谷82番地４　ロータリーパレス横濱山の手401号
債務者　藤倉三千代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３１号
横浜市栄区長沼町462番地　栄ハイツ203号
債務者　辻山　文男
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部